

外形標準課税対象法人の皆様へ

三重県

1. 大法人（外形標準課税対象法人）に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直しについて

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税対象法人にかかる法人事業税所得割の税率について、軽減税率を廃止し全ての課税対象所得に標準税率1.0%を適用するよう改正されました。法人事業税の各税率は、裏面記載の税率表を参照してください。

2. ガス供給業にかかる法人事業税の課税方式の見直しについて

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、特定のガス供給業にかかる法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

事業の区分	課税方式	法人事業税		特別法人事業税
		課税標準	税率	
導管ガス供給業	収入割	収入金額	1.0%	収入割額×30.0%
特定ガス供給業	収入割	収入金額	0.48%	収入割額×62.5%
	付加価値割	付加価値額	0.77%	
	資本割	資本金等の額	0.32%	

3. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出した場合に、その寄附金額の一部を支出した日を含む事業年度の法人事業税及び法人県民税法人税割から控除することができます。適用期限は、令和7年3月31日までです。

<添付書類>

寄附金を受けた地方公共団体が、当該寄附金の受領について交付する「受領証」の写し

<控除額の計算>

A 控除額 = 特定寄附金の額 × ①控除率

B 上限額 = 法人事業税（又は法人県民税法人税割） × ②控除上限率

AとBのいずれか少ない額を控除額とします。

区 分		開始事業年度		
		H28.4.1～	R元.10.1～	R2.4.1～
法人事業税	①控除率	10%	10%	20%
	②控除上限率	20%	20%	
法人県民税法人税割	①控除率	5%	2.9%	5.7%
	②控除上限率	20%	20%	

※2以上の都道府県に事務所を有する法人は、法人事業税、法人県民税法人税割とも、課税標準の分割基準をもとに、控除税額を按分します。

<問い合わせ先>

令和5年4月から法人県民税、法人事業税の課税業務を下記の2事務所で行っています。

外形標準課税業務につきましても、法人所在地により、「四日市県税事務所」か「津総合県税事務所」で行っていますので、申告に関するお問い合わせ、ご相談は、法人所在地を所管する県税事務所へお願いします。

県税事務所名	連絡先	法人所在地
四日市県税事務所 法人課税課 〒510-8511 四日市市新正4-21-5	TEL : 059-352-0578	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、 四日市市、三重郡、 鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所 法人課税課 〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL : 059-223-5028	津市、松阪市、多気郡、伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡、名張市、伊賀市、 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

裏面もご覧ください

税率表（外形標準課税対象法人のみ）

●均等割（資本金等の額が1億円以下の税率は掲載しておりません）

資本金等の額	均等割額（年額）	左のうち、みえ森と緑の県民税 （均等割の超過課税）
50億円超	880,000円	80,000円
10億円を超え50億円以下	594,000円	54,000円
1億円を超え10億円以下	143,000円	13,000円

●法人税割

法人等の区分	H26.10.1～R元.9.30開始事業年度	R元.10.1以後開始事業年度
外形標準課税対象法人	4.0%	1.8%

●法人事業税

区分		H26.10.1以後開始事業年度	H27.4.1以後開始事業年度	H28.4.1以後開始事業年度	R元.10.1以後開始事業年度	R2.4.1以後開始事業年度	R4.4.1以後開始事業年度
所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%		1.0%
	年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%		
	年800万円超の所得 軽減税率不適用法人※1	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%		
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%			
資本割		0.2%	0.3%	0.5%			
①を除く電気供給業、 <u>導管ガス供給業※2</u> 、保険業)		収入割		0.9%		1.0%	
①電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※3）	収入割	0.9%		1.0%		0.75%	
	付加価値割	—		—		0.37%	
	資本割	—		—		0.15%	
特定ガス供給業※2	収入割	—		—		0.48%	
	付加価値割	—		—		0.77%	
	資本割	—		—		0.32%	

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

※2 特定のガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

※3 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

●地方法人特別税（R元.9.30以前開始事業年度）

●特別法人事業税（R元.10.1以後開始事業年度）

課税標準および区分		H26.10.1以後開始事業年度	H27.4.1以後開始事業年度	H28.4.1以後開始事業年度	R元.10.1以後開始事業年度	R2.4.1以後開始事業年度	R4.4.1以後開始事業年度
所得割額		67.4%	93.5%	414.2%	260.0%		
収入割額	①を除く電気供給業、 <u>導管ガス供給業※2</u> 、保険業)	43.2%			30.0%		
	①電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※3）	43.2%			30.0%	40.0%	
	特定ガス供給業※2	—			62.5%		